

行政評価制度導入について

1 行政評価導入の背景

(1) 財政状況の悪化

行政評価制度は平成7年度に三重県が事務事業評価を導入して以来、多くの自治体に導入が進んでいますが、国からの強制ではなく、自治体自らがその必要性を認めて独自に工夫して行政評価システムを構築し、職員への成果指向やコストの意識付けや透明性の高い行政運営の実現、あるいは事務事業削減のためのツールなどの導入目的を掲げ、目的に応じた様々な取組みとなっています。

(2) 改善提案による行財政改革

次に行政評価が広まった理由として、これまでの行財政改革では実施事業や自治体の組織自体のスリム化に効果が上がらなくなっている点が挙げられています。多くの自治体では総務部門など行財政改革を所管する部門が特定のメニューを設定し、そのメニューに従って各事務事業担当課に行財政改革を進めるといった方法がとられてきました。しかしながら、あらかじめ定められたメニューに従って、その効果だけが追求されるようなこれまでの行財政改革の方法にも限界が見えてきました。

そこで、定められたメニューに従って改革に取り組む方法ではなく、行政評価という手法で、成果指標やコスト意識を持ち、事業担当課から主体的に改革のメニューを提案するという方法に変わってきた点が挙げられます。

(3) 住民への説明責任

もう一つ行政評価が広まった理由として、住民へのアカウントビリティ（説明責任）の充実の要請という観点が挙げられます。カラ出張などの不祥事から住民の行政不信が高まったことをきっかけに、行政側から情報を積極的に公開することによって、透明性を高めることに努め、更には、積極的な情報公開によって住民との協働やパートナーシップの構築を目指す動きが見られます。

指標を使って事業の目標値とその達成状況を説明することやその事業に要したコストを示す行政評価は、これまでの情報公開の方法と比べても住民にとってわかりやすいものといわれています。

II 行政評価制度の概要

1 行政評価制度導入の目的

行政評価制度は、その導入により、行政活動の効率性、有効性の向上、行政の透明性の確保、市民とのコミュニケーション手段の拡大など、行財政運営に様々な効果をもたらすことが期待できます。

しかしながら、その効果があまりに広範かつ多岐にわたることから、制度導入当初からそれらのすべてを網羅しようと考えると、制度の導入さえもままならないという状況に陥りかねません。

このようなことから、行政評価の導入に当たっては、その目的を明確にし、それに沿った制度導入を図ることとし、本市における行政評価の導入目的を次のとおり設定するものとします。

2 本市の施策体系等について

『目的』

行政評価制度は、個別の事務事業により提供されている行政サービスを事業目的の妥当性、有効性、効率性などの観点から、継続的に評価することにより、行政運営の効率化、限られた資源（人材・財源等）の有効活用および職員の意識改革などを図ることを目的として導入する。

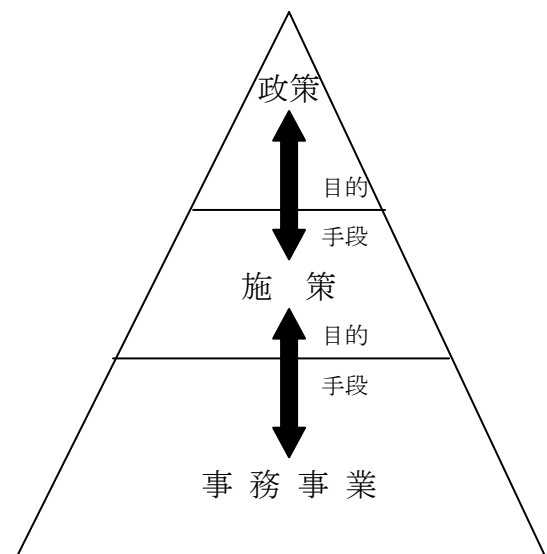
また、評価結果を公表することにより、行政の透明性を確保し、市民への説明責任（アカカウンタビリティ）の役割を果たすものとする。

(1) 政策等の定義

行政は、市民福祉の向上に向け様々な活動を実施しているが、行政評価を実施するに当たっては、まずその評価対象である行政活動を明確に定義し、区分することが必要となります。

地方公共団体においては、基本構想、基本計画等を策定しており、これに基づく施策体系があります。

施策体系には、政策を実現するための手段として施策が、そして施策を実現するための手段としての事務事業とがあり、それぞれのレベルにおいて、いくつかの段階の存在するものもありますが、基本的にはこの3段階によるピラミッド構造の体系により構成されています。



【施策体系の構成】

政策	特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまりとなるもの。
施策	政策の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、具体的な方策や対策ととらえられるもの。
事務事業	施策として決定された具体的な方策や対策を実現するための個々の手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。

(2) 施策体系の構築

施策体系の構築については、勝浦市総合計画における第2次実施計画による施策体系を基に施策体系図を作成しコード化します。

3 導入方法等について

行政評価制度は、その評価対象により、概ね政策評価、施策評価、事務事業評価のレベルに区分することができます。

本制度は、政策評価、施策評価、事務事業評価のそれぞれがリンクし、体系的に機能していくことにより、行政の管理・運営を行っていくことが理想の姿であり、これが本市の目指すところではありますが、職員の制度理解の促進、導入の容易性という観点から考え、段階的に制度導入を進めることとします。

評 価 対 象		「事務事業」を評価対象とし「事務事業評価」を行う。 なお、導入当初においては、事務事業の全部をその評価対象とせず、その一部について評価を行う。
評 価 主 体		内部評価と外部評価のうち、内部評価を行うこととし、内部評価は、事務事業所管課による一次評価に加え、二次評価実施機関（別に定める。）による二次評価の2段階で行う。
評 価 の 時 点		決算時の「事後評価」を行う。
評価結果 の反映	総 合 計 画	前期基本計画への反映を図る。（総合計画への反映は、政策評価、施策評価をも含めてその結果を反映させる必要があることから、これらの評価制度の導入を図りながら制度構築を進めていくこととする。）
	事 務 改 善	事後評価により、効率性、有効性に疑問のある事務事業を見直し対象事務事業とし、所管課にその改善策の検討を求める。

(1) 評価対象について

本市の行政評価制度の導入は段階的に進めていくこととしますが、そのためには、まず「政策」、「施策」、「事務事業」のどのレベルを対象として評価を実施していくのかを決定する必要があります。また、その対象を決定した場合には、その対象の全てについて評価を行うのか、あるいはそのうちの一部とするのかということについても決定しておく必要があります。

まず、評価のレベルについては、職員の制度理解の促進、導入の容易性という観点から、「事務事業評価」から実施します。

また、導入当初は、制度の定着を最優先に取り組む必要があることから、まずは、事務事業のうちでもその一部を対象として評価を実施し、制度の定着と成熟度合いをみながら、順次評価対象を拡大していくこととします。

(2) 評価主体について

行政評価の試行実施に際しては、勝浦市事務事業評価実施要領により、評価の実施主体を職員とする内部評価を実施することとし、事務事業所管課による一次評価と、二次評価実施機関による二次評価を行うこととします。

① 一次評価について

事務事業評価においては、まずは、職員の制度理解を進め、所管事務事業の状況を行政評価的な視点から把握するため、事務事業を所管課自らが評価する内部評価を実施することとし、これを一次評価とします。

なお、具体的な評価方法は、各所管課において事務事業評価シートを作成し、その内容を精査することにより行うものとしますが、この場合、評価シートの作成は、係内において十分協議して行うものとします。

② 二次評価について

事務事業評価は、まずもって内部評価で行うこととするが、所管課のみの一次評価では、評価の客観性が確保できないおそれがあることなどから、所管課以外の二次評価実施機関による二次評価を実施することが必要です。

また、具体的な二次評価の手法については、各所管課が作成した一次評価の結果を受け、事務事業評価シートに基づきヒアリング等を行い、最終的な評価を実施していくこととなります。

(3) 評価の時点について

行政評価は、事務事業実施後に、その効果、効率性等を検証する「事後評価」として実施します。

(4) 評価結果の反映について

行政評価制度については、予算、総合計画等の他のシステムとの連携が評価結果を有効に活用する観点から必要なものと考えられるが、前記(3)で述べたように、まずは職員の制度理解を深めることにあり、努めて効率的な財政運営のための基礎資料とし、その認識を持つことからのスタートであり、段階的に予算や総合計画等の策定に反映させ最終的に効率的で無駄のない行政運営のための制度構築が必要不可欠です。

加えて、事務改善の一環から事後評価の段階において、事務事業の成果や効率性に著しく疑問のあるものについては、見直し対象事業として、二次評価実施機関により事務事業の改善の検討を指示し、この見直しを実施することとします。

(5) 評価結果の公表について

① 公表の意義

行政評価は、行政活動の有効性、効率性だけを追求するものではなく、行政の透明性の確保という観点からも効果が期待できます。

評価結果を公表することにより、行政は、どのような考え方を持って施策の推進をまた、事務事業実施の決定をしたのかという行政の意思形成過程を明らかにするとともに、その事務事業がどのような内容で行われ、どのような成果があったのかということをも明らかにすることにより、市民へのアカウントビリティ（説明責任）を果たすための手段として有効なものです。

加えて、評価結果の公表は、これらの行政情報を市民と共有することにより、行政と市民の対話をより具体的にすることで、市民と行政のコミュニケーションを深めるための手段としても効果が見込めます。

また、一方で、評価結果の公表は、職員にとっても効果が期待できます。

評価結果を公表することにより、職員には自らが携わる事務事業の全容が市民に見られているという緊張感が生まれ、これにより、行政評価の質の向上が期待できるとともに、何よりも、評価の対象となる事務事業自体の質の向上が図られることも期待できるものです。